

平成 26 年 11 月 06 日

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)

平成 27 年度予算・税制等に関する要望

日頃より、国家の基本財産である豊かな自然や歴史的な環境等の保全にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

ナショナル・トラスト活動は、市民や企業からの寄附を募り、自然の豊かな土地や歴史的な建造物等を買取りまたは寄贈を受けることにより、すべての国民のために永遠に守り継いでいく活動です。特に、トラスト地として保全される自然地は、気候調整や洪水防御、食糧や医薬品等に供される遺伝子資源の産出、レクリエーションや観光といった精神的・文化的な利益などの多様な生態系サービスを提供する、かけがえのない国の資産です。

現在の財政状況下において、自然環境や生物多様性の保全を進めるには、行政機関による公有地化や保護区の設定を進めると同時に、民間のナショナル・トラスト活動の積極的な推進が非常に重要となっています。

一方、ナショナル・トラスト活動を取り巻く税制度等については、資産の取得、維持に関する支援措置が十分に整えられてはおらず、トラスト活動の持続的な推進を阻んでいます。生物多様性基本法においては、その推進のために税制の優遇措置等の必要な措置を講ずることを国に求めており（第 8 条、第 21 条第 3 項）、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催を契機に、また、具体的な施策を展開していくことに国内外からの注目が集まっています。

今年 6 月に成立した「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」では、自然環境トラスト活動が促進されることになり、この法律においても、税制上の措置を講ずるよう努めることを国に求めています。（第 11 条第 2 項）

以上のことから、我が国におけるナショナル・トラスト活動をより一層推進し、かけがえのない自然及び生態系を将来世代へと手渡していくため、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」（仮称）の制定、及び、当面(平成 27 度)の予算・税制等に関して、次の 5 点を要望します。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL: 03-5979-8031 FAX: 03-5979-8032

記

1. 「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」を行政が運用するに当たり、地域の民間のトラスト活動団体と十分な連携が図られるようにすること等

標記の法律が、来年度施行される予定となっていますが、本法律はいくつかの問題が解消されないまま、成立した法律です。

例えば、地域にとって重要な自然環境については、他の社会資本同様に、まずは「税金」でその保全を進めていくことを地方自治体に強く促すべきところを、本法律は、逆に、市民等からの「寄附金」で保全していくことを地方自治体に促すかたちになっています。こうした問題を抱えたまま本法律が成立したことにより、長年、自然環境の保全に努力してきた地域の民間のトラスト活動団体において、寄附金集め及び土地取得が困難となり、わが国における真の意味でのトラスト活動が阻害されるようになることも懸念されます。

本法律にもとづき今後策定予定の「基本方針」をはじめ、本法律の運用に当たっては、以下のことに留意されることを、強く要望します。

- ア) トラスト活動とは、主として民間団体が行う活動であるということを、先ず明確にすること
- イ) 地方自治体に対して、他の社会資本同様に、先ずは「税金」で、良好な自然環境の保全・再生(土地の取得を含む)に取り組むべきことを明確に示すこと
- ウ) 地方自治体が基金を設置して自らトラスト活動を行なう際には、地域の民間のトラスト活動団体との連携を十分に図ること
- エ) 自然環境トラスト活動により取得した土地(良好な自然環境)については、人の利用よりも自然環境の保全・再生が優先されること、かつ、永久に保存されるものであることを明確にすること

2. ナショナル・トラスト活動を目的とする土地の譲渡所得税の非課税措置の創設

近年、個人が自然環境や生物多様性の保全を目的に、所有している自然地を、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体に寄贈したいという声が多くあります。しかし、現行の税制においては、このような公益目的の寄附であっても、時価による譲渡が行われたものとみなし、譲渡益に対し課税する「みなし譲渡課税」の制度（所得税法第 59 条第 1 項第 1 号）が適用されます。この点について、租税特別措置法第 40 条では、公益を目的とする事業を行う法人への財産の贈与、遺贈については、国税庁長官の承認が得られた場合については非課税とする制度が用意されています。

しかし、寄附の時点では非課税となるかの判断がつかず、また、ナショナル・トラスト活動をその非課税措置の対象とする公益活動とみなすか否かについての判断も明確ではなく、また、承認を求める手続きは多大な労力が必要とされ、ナショナル・トラスト活動を推進する立場からは、時代の要求に合致しない制度となっているのが現状です。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体に譲渡した際の譲渡所得税を予め非課税とする制度の創設を、強く要望します。

3. ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する不動産取得税、固定資産税の非課税措置の創設

現行の税制においては、ナショナル・トラスト活動により取得した土地に対する不動産取得税、固定資産税については、非課税規程適用（地方税法第73条の4第1項第7号及び第348条第2項第12号、各地方自治体の税条例）の申請を行っています。審査の結果、非課税となることもありますが、その判断は地方自治体次第であり、ナショナル・トラスト活動の公益性に対する地方自治体ごとの認識の差異により、群馬県、岩手県など非課税措置が講ぜられない場合もあります。非課税規定適用の申請手続きには多大な労力も必要とされ、この点について、全国の活動団体から、税負担の公平性の欠如や、安定性のあるナショナル・トラスト活動を続け、またさらに発展させていく上での大きな課題であるとの声が多々寄せられています。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体により取得した土地に対する不動産取得税、固定資産税を予め非課税とする制度の創設を、強く要望します。

4. 企業がナショナル・トラスト活動に対して行う寄附を「指定寄附金」扱いとして、全額損金に算入できる制度の創設

現行の税制においては、企業がナショナル・トラスト活動に対して行う寄附は、それが特定公益増進法人に対する寄附であっても、損金算入限度額が高くない、企業が寄附しにくい制度となっています。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」(仮称)の制定、及び、企業がナショナル・トラスト活動に対して行う寄附を「指定寄附金」扱いとして、全額損金に算入できる制度の創設を、強く要望します。

5. 生態系サービスを提供する生物多様性・自然生態系の保全・修復に要する費用を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設

生物多様性・自然生態系は、地球温暖化の防止、レクリエーションや環境教育の場の提供等、様々な生態系サービスを、私たちに提供します。こうした生態系サービスは、自然がまだ比較的多く残る地方が主な供給源となっていますが、その恩恵は、都市住民を含め国民全体に及ぶものです。

森林や里地里山等の自然環境の維持・回復を国民運動として進め、地方創生を実現するため、生態系サービスを提供する生物多様性・自然生態系の保全・修復に要する費用を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設を要望いたします。

以上